

北部地区
防災性向上の推進
～浅草北部地域における
建替え支援～

ご案内資料

台東区
都市づくり部地域整備第二課

◆北部地区防災性向上の推進（建替え支援）◆

～安心して住み続けられるまちをめざして 災害に強いまちづくりを進めています～

●事業の目的

これまでも北部地区では、大規模な地震などが起きた場合に発生する市街地の火災による被害をできる限り軽減するため、幹線道路沿道の建物や防災活動の拠点となる箇所の不燃化を進めてきました。

平成29年度からは、これらに加え、木造などの建物の建替えが進んでいない地区において、耐火・準耐火建築物等への建替えを支援する事業を実施し、地区のさらなる防災性の向上を推進します。

●事業の内容と助成制度をご紹介します

～建替え助成制度や建替え相談会、専門家派遣制度のご利用を、ぜひご検討下さい～

建替え相談会	
<ul style="list-style-type: none"> ・建替え等に関する疑問や不安な点を、一級建築士、ファイナンシャルプランナー等の専門家に、お気軽にご相談いただける相談会を開催します。 <p>※会場等は広報たいとうや区ホームページでお知らせする予定です。</p>	<p>【対象地区】</p> <p>竜泉3丁目、浅草5丁目、千束3・4丁目、今戸2丁目、東浅草1・2丁目、橋場1・2丁目、清川1・2丁目、日本堤1・2丁目</p>
専門家派遣	
<ul style="list-style-type: none"> ・建替え等に関して、建築計画、権利関係の調整や税金、相続、資金計画等に関する相談を受けるため、建築士、弁護士、税理士、ファイナンシャルプランナー等の専門家を、個別の老朽建築物所有者の要請に応じ、派遣します。 	<p>【対象地区】</p> <p>竜泉3丁目、浅草5丁目、千束3・4丁目、今戸2丁目、東浅草1・2丁目、橋場1・2丁目、清川1・2丁目、日本堤1・2丁目</p>
木造建築物不燃化建替え助成	
<p>【助成の対象となる建替え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右欄の地区に存在する防災生活道路沿道敷地の木造建築物を、耐火又は準耐火建築物等に建て替えようとする場合に助成します（助成額240万円）。 <p>※平成8年5月31日以前に建築されたもの</p>	<p>【対象地区】</p> <p>東浅草2丁目 橋場2丁目 日本堤1・2丁目</p>
<p>☆「三世代住宅助成」が併用できます！ ※制度は住宅課にてご案内しております。</p> <p>三世代（子育て世帯と高齢者等）が安心して居住できる住宅の整備と、空地の確保による良好な住環境の整備を目的として助成します（助成額120万円）。</p>	

*この事業は令和8年3月末日までの期間限定の事業です。

*予算の範囲内の事業ですので、年度途中で受付を終了する場合があります。

*建替えをお考えの方は、一度、地域整備第二課までお問い合わせください。

●対象区域図



〔凡例〕

令和2年度における
不燃領域率※が

- …60%へ未到達の地域
- …70%へ未到達の地域
または「防災都市づくり推進計画」に定める整備地域。

「防災都市づくり推進計画（改訂）」（東京都）を参考に作成

～※不燃領域率とは？～

市街地の「燃えにくさ」を表す指標のことです。建築物の不燃化や道路、公園などの状況などから計算します。不燃領域率が70%を超えると、火の燃え移りによる市街地の焼失率（焼けてなくなる率）がほぼ0となります。

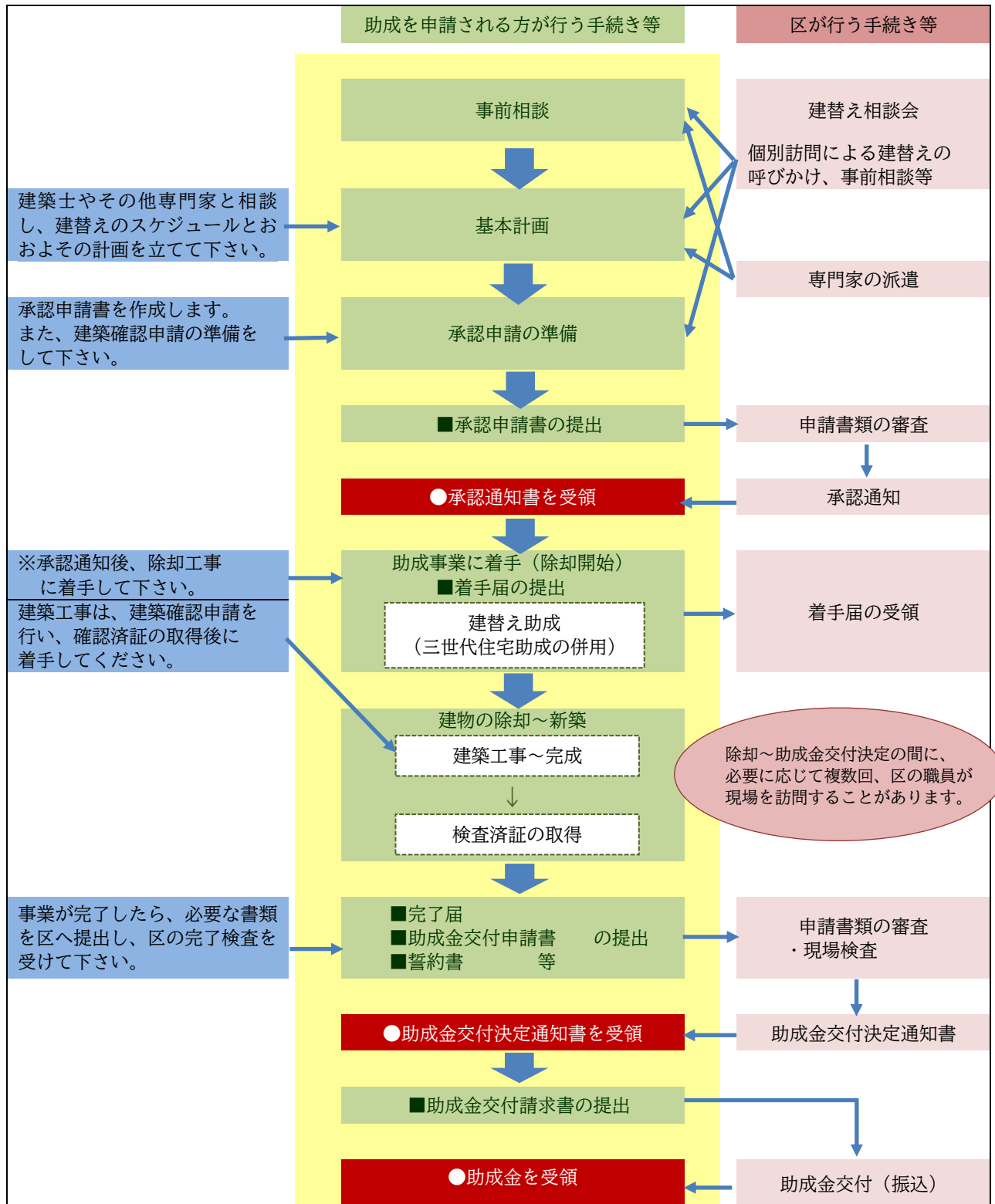
本事業の対象区域	上図の赤い太枠（ ）で囲まれた区域を指します。 「防災都市づくり推進計画（改訂）」（東京都）の整備地域（浅草北部地域）を参考に作成しています。
●建替え相談会対象区域	上図の薄い赤色（ ）、薄い黄色（ ）、で塗られた区域が対象となります。
●専門家派遣	【竜泉3丁目、浅草5丁目、千束3・4丁目、今戸2丁目、東浅草1・2丁目、橋場1・2丁目、清川1・2丁目、日本堤1・2丁目】
●木造建築物不燃化建替え助成	上の図の薄い赤色（ ）で塗られた区域が対象となります。 【東浅草2丁目、橋場2丁目、日本堤1・2丁目】

～助成は防災生活道路に面した敷地で建替えを行う方を対象としています～

防災生活道路とは、災害が起きたときに消防車や救急車などの緊急車両が消火・救援活動を行うことができ、また住民の方の避難経路となる道路のことです。上の図の青色の線（）とオレンジ色の線（、）で示した道路のことをいいます。この沿道の建築物の不燃化を進めることにより、防災生活道路に面していない、市街地の内部への火災の燃え移りを防ぎ、地域全体の防災性向上を効果的に図ることができます。

●不燃化建替え助成の流れ（対象区域：日本堤1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目）

- ・上記の地区で不燃化建替えをお考えの方は、まず地域整備第二課へご相談下さい。
- ・建替え等を計画する段階から、助成金を受けるまでの流れは次のとおりです。



上記の手続きには時間がかかりますので、一般の建築計画よりもスケジュールに余裕を持ってご相談ください。
 ※建築確認申請手続きや工事契約などを済ませた後でご相談に来られた場合等、助成ができない場合がありますので、ご注意ください。

■相談窓口：台東区役所都市づくり部地域整備第二課
 〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6
 電話：5246-1366 FAX：5246-1359
 e-mail：chiiki02.99t@city.taito.tokyo.jp